

第5回 航空分野特定技能協議会

議事次第

日時：令和3年3月29日（月）

場所：（書面による持ち回り開催）

1. 議題

- （1）航空分野特定技能評価試験の実施状況及び今後の試験実施計画について
- （2）航空分野における特定技能外国人の受入れ状況について
- （3）特定技能外国人の受入れに係る取組み事例について
- （4）航空分野特定技能協議会加入届出書等の様式の改正について
- （5）その他

（配付資料）

資料1：航空分野特定技能評価試験の実施状況及び今後の試験実施計画

資料2：特定技能制度の運用状況（令和3年2月末現在）

資料3：特定技能外国人の受入れに係る取組事例

資料4：航空分野特定技能協議会加入届出書類の様式一式

資料5：外国人の方の預貯金口座・送金利用について

参考資料1：新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策

参考資料2：新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（やさしい日本語）

参考資料3：日本で生活する外国人の皆様へのメール配信サービスの開始

参考資料4：特定技能総合支援サイト「業種別紹介動画」について

以上

航空分野特定技能評価試験の実施状況及び今後の試験実施計画について

1. 特定技能評価試験の実施状況

《空港グランドハンドリング》

○2020年度の実施状況

	第3回	第4回	第5回
実施日	8月27日	11月30日	2月18日
実施場所	国内（東京）	国内（東京）	国内（東京）
受験者数	94名	52名	68名
<u>合格者数</u>	<u>51名</u>	<u>20名</u>	<u>36名</u>
合格率	54.3%	38.5%	52.9%

○2019年度の実施状況

受験者数 306名 合格者数186名

《航空機整備》

○2020年度の実施状況

該当なし

○2019年度の実施状況

受験者数 34名 合格者数8名

航空分野合格者数合計 301名

2. 今後の試験実施計画

2021年度の試験実施予定は別紙のとおり。

《空港グランドハンドリング》

次回、2021年5月に国内（東京）で実施予定。

《航空機整備》

現在、調整中のため未定。

2021 年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021/1月	2月	3月
特定技能評価試験 実施スケジュール (航空分野)	航空機整備	下記注2 参照											
	(国内) 空港グランド ハンドリング		▽ 中旬～下旬 (東京)			▽ (調整中)			▽ (調整中)			▽ (調整中)	
	(海外)	下記注3 参照											

注1： 社会情勢により、試験実施スケジュールは大幅に変更させていただく場合があるため、当協会のホームページを適宜確認してください。

Depending on the social situation, the examination schedule might be changed substantially. Please visit our homepage occasionally.

注2： 航空機整備の試験については、新型コロナウイルス感染症に係る国外情勢を見つつ、企業等からの試験実施の要望状況を踏まえ、今後逐次決定します。決定次第、日本航空技術協会のホームページで発表します。

The Specified Skills Examination (Aviation Industry: Aircraft Maintenance) is to be determined depending on the social situation of the spread of COVID-19 (novel Coronavirus) and the requests from companies. Once it's been determined, it is announced on our website.

注3： 空港グランドハンドリングの海外試験については、新型コロナウイルス感染症に係る国外情勢を見つつ、今後逐次決定します。

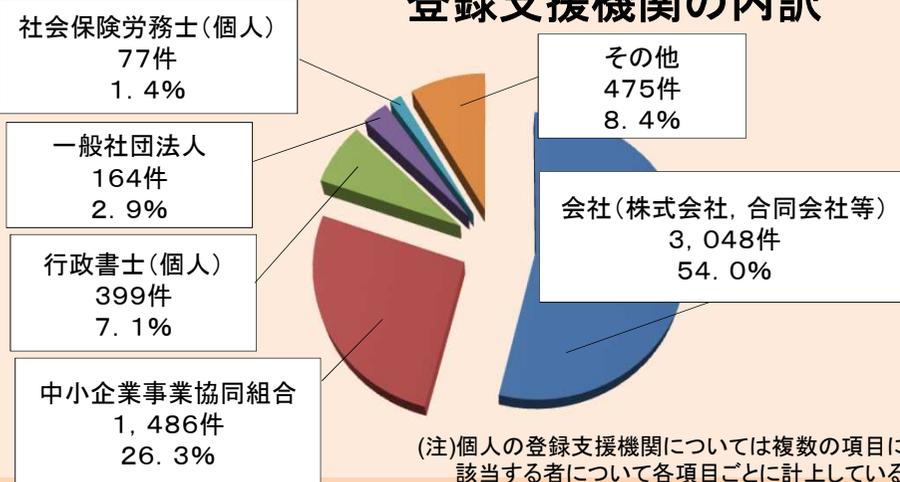
決定次第、日本航空技術協会のホームページで発表します。

The Specified Skills Examination (Aviation Industry: Airport Ground Handling) held overseas is to be determined depending on the social situation of the spread of COVID-19 (novel Coronavirus). Once it's been determined, it is announced on our website.

特定技能外国人の許可状況等について(令和3年2月末現在:速報値)

登録支援機関の内訳

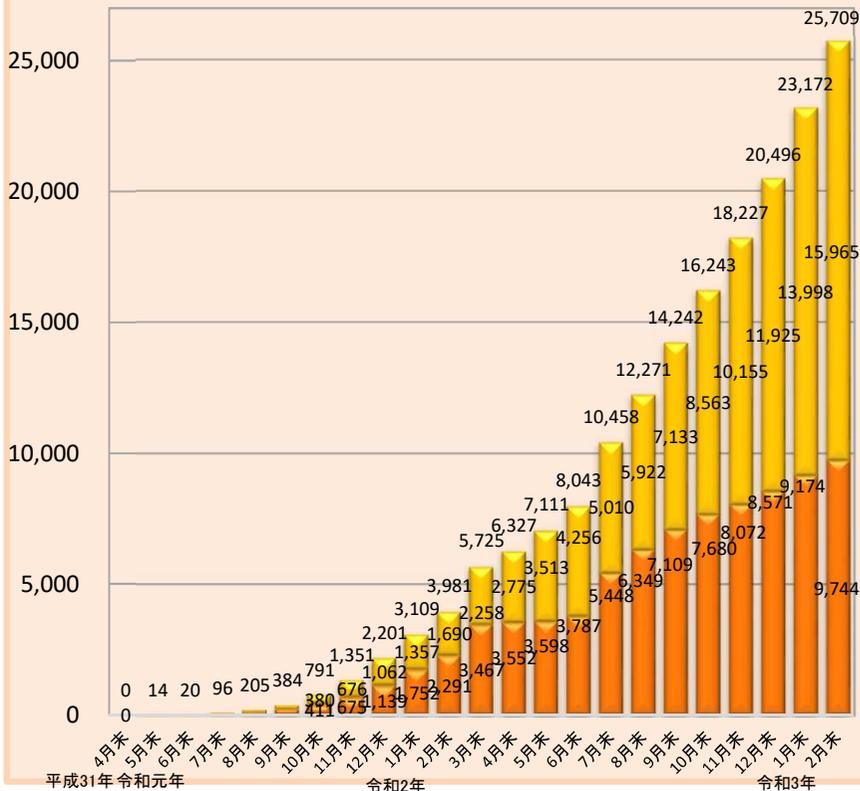
① 在留資格認定証明書交付	交付	9,744件
② 在留資格変更許可	許可	15,965件
③ 登録支援機関登録	登録	5,607件



許可件数等の内訳

(許可・交付件数)

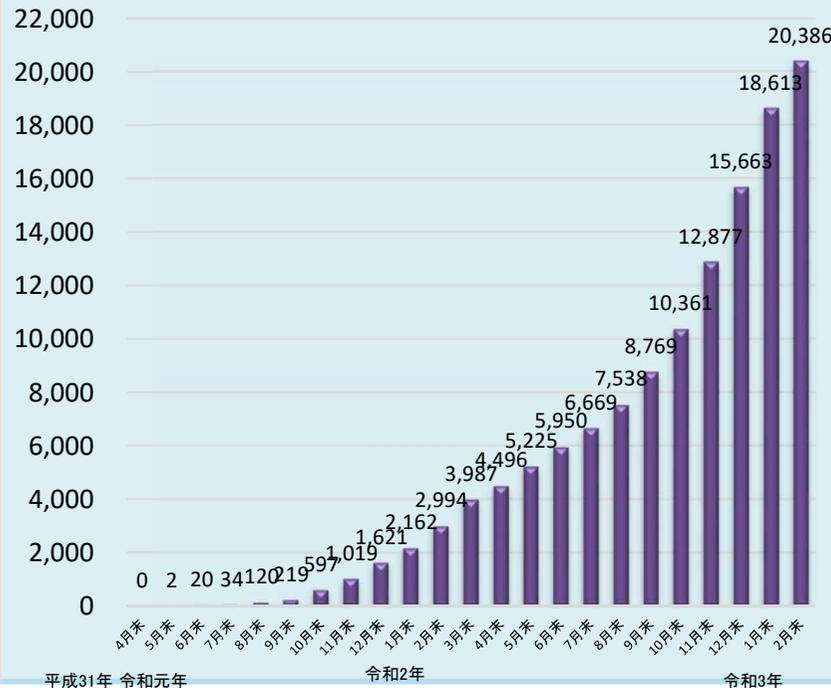
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



特定技能在留外国人数(令和3年2月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

20,386人



分野	人数
介護	1,298人
ビルクリーニング	244人
素形材産業	1,567人
産業機械製造業	1,720人
電気・電子情報関連産業	930人
建設	1,837人
造船・船用工業	543人
自動車整備	210人
航空	14人
宿泊	79人
農業	3,122人
漁業	293人
飲食品製造業	7,448人
外食業	1,081人

特定技能外国人の受入れに係る取組事例

受入れの背景・理由

2019年前半にかけ、訪日外国人増加に伴い中部国際空港でも就航便数が増加の一途を辿り、採用を強化したものの人出不足が続いていたことから、特定技能での受入を決定した。

2020年9月に特定技能1号で2名を採用したが、新型コロナウイルスの影響により業務量が激減したため、当初は一時帰休による対応を余儀なくされたものの、従業員の他社への在籍出向が進んだため特定技能の2名の業務を再開した。

従事している業務

- ①搭載業務:お客さまからお預かりする手荷物・貨物を航空機貨物室まで運搬、搭載する業務。
- ②機内清掃業務:航空機内外の清掃整備業務、航空機内の清掃や機用品補充などの業務。

受入れにおける課題

留学生から「特定技能」への在留資格変更の手続きが非常に煩雑で提出書類が多く、登録支援機関との契約・援助なしには対応が難しかった。

特定技能外国人の活躍に向けた取組み等

新型コロナウイルスの影響によりOJT訓練の実施機会が減り業務資格取得に時間がかかる状況ではあるが、新入社員の業務面・生活面の困ったことを担当社員が支援する『世話役制度』を活用したサポート等により徐々に社内でも溶け込んでおり、積極的に業務習得に励んでいる。



↑ 今の住まいである
自社保有寮の前で
同期と一緒に。

会社の休憩室も
リニューアルされ、
綺麗で快適です。 ↓



↑ 仕事終わりに同僚
とのくつろぎの時間。

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称			
所在地	〒		
代表者(役職・氏名)			
特定技能外国人が 従事する業務			
特定技能外国人の 就労場所			
支援計画の全部の実施を委託 する場合、登録支援機関名称			
支援を実施する特定技能外国 人を特定技能所属機関が受け 入れた日(見込み)	令和 年 月 日		
特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____	(人数) _____	人
	_____	_____	人
	_____	_____	人
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

【添付書類】

空港グランドハンドリングについては、特定技能外国人が就労する空港の管理者等から受けた営業承認書類等の写し。航空機整備については、航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明する書類の写し。

(業務委託等を受ける者である場合は、委託元に係る上記の書類及び委託契約書の写し)

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ・ 航空分野特定技能協議会規約を遵守します。
- ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きは行いません。
- ・ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号								
所在地	〒							
代表者（役職・氏名）								
支援計画の全部の実施の委託元 となる特定技能所属機関名称								
支援を実施する特定技能 外国人を特定技能所属機 関が受入れた日（見込み）	令和 年 月 日							
担当者氏名				電話番号				
担当者電子メール								

※委託元となる特定技能所属機関から航空分野特定技能協議会加入届出書により確認を終えた日以後、本届出を受理いたします。

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ・ 航空分野特定技能協議会規約を遵守します。
- ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの幫助は行いません。
- ・ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書 兼 資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

特定技能所属機関 （受入企業）名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
特定技能外国人が 従事する業務			
特定技能外国人の 就労場所			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

（協議会事務局使用欄）

航空分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書兼 資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

登録支援機関名称 及び登録番号										
協議会構成員番号										
所在地	〒									
代表者（役職・氏名）										
担当者氏名					電話番号					
担当者電子メール										

（協議会事務局使用欄）

航空分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

<p>受付日・受付番号</p>

航空分野特定技能協議会構成員 変更届出書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項（変更後）

<input type="checkbox"/>	特定技能所属機関 （受入企業）名称	
<input type="checkbox"/>	所在地	〒
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）	
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人が 従事する業務	
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人の 就労場所	
<input type="checkbox"/>	支援計画の全部の実施を委託 する場合、登録支援機関名称	
<input type="checkbox"/>	特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____ （人数） _____人 _____人 _____人
<input type="checkbox"/>	担当者氏名	電話番号 _____
<input type="checkbox"/>	担当者電子メール	

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。。

航空分野特定技能協議会構成員 変更届出書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項（変更後）

<input type="checkbox"/>	登録支援機関名称 及び登録番号																			
<input type="checkbox"/>	所在地	〒																		
<input type="checkbox"/>	代表者（役職・氏名）																			
<input type="checkbox"/>	支援計画の全部の実施の委託元 となる特定技能所属機関名称																			
<input type="checkbox"/>	担当者氏名							電話番号												
<input type="checkbox"/>	担当者電子メール																			

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。

航空分野特定技能協議会退会届出書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

特定技能所属機関 （受入企業）名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 航空分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）		

航空分野特定技能協議会退会届出書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号										
協議会構成員番号										
所在地	〒									
代表者（役職・氏名）										
担当者氏名					電話番号					
担当者電子メール										
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 <input type="checkbox"/> 航空分野に係る特定技能外国人の支援を行わなくなったため <input type="checkbox"/> その他（ ）									



外国人の方の預貯金口座・送金利用について

－外国人材の受入れに関わる皆様に知っていただきたいこと－

令和3年3月 金融庁

目次

1. 外国人材受入れに関する政府としての取組	P.2
2. 外国人材受入れに関する金融庁としての取組	P.3
3. 受入れ企業の皆様へのお願い	P.4
3-1. 口座開設時	P.6
3-2. 日常生活	P.8
3-3. 帰国時	P.10
3-4. 犯罪防止	P.11

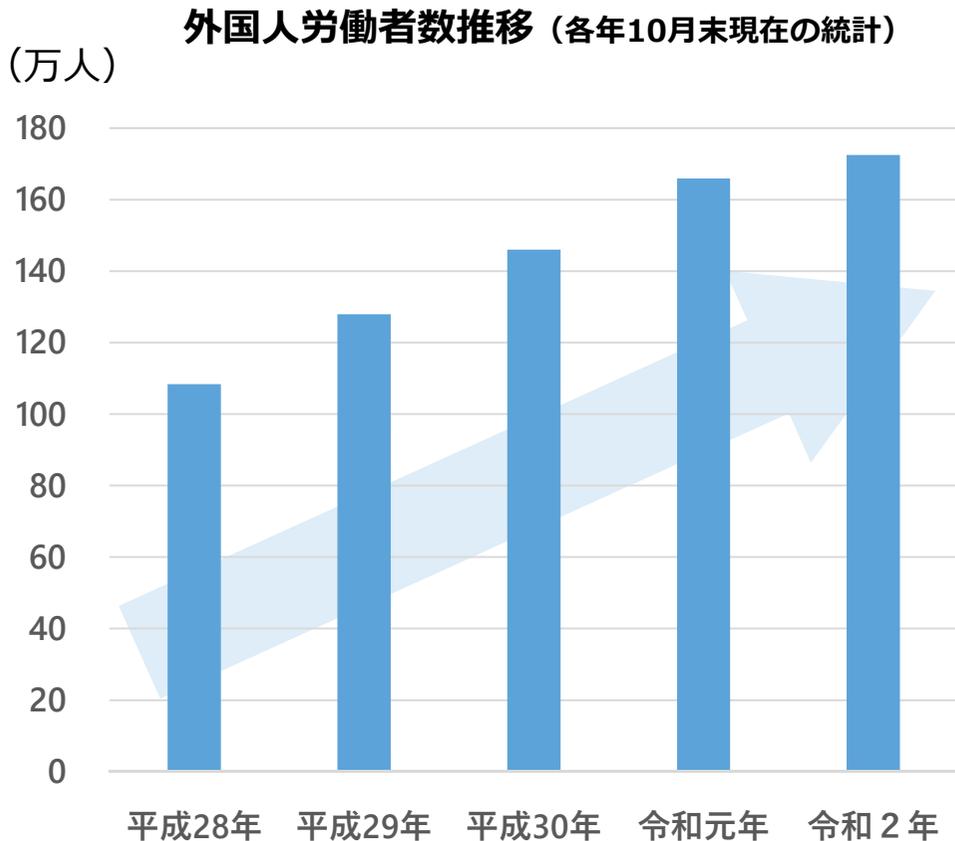
1. 外国人材受入れに関する政府としての取組

■ 平成30年12月、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策※」を策定。

※ 日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指す方向を示すもの。(令和2年度改訂では、191の施策が盛り込まれた。)

■ 平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。

在留外国人：約288万人(令和2年6月末時点) 就労外国人：約172万人(令和2年10月末時点)



(資料) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」より金融庁作成

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策 (令和2年度改訂)の概要

令和2年度改訂では、新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点を盛り込んでいる。

(施策項目)

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 等
- 2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組
(特定技能外国人のマッチング支援策 等)
- 3 生活者としての外国人に対する支援
(外国人の口座開設円滑化のための環境整備 等)
- 4 新たな在留管理体制の構築
(在留資格手続の円滑化・迅速化 等)

金融庁関連項目

2. 外国人材受入れに関する金融庁としての取組

■ 金融機関に対する要請

多言語対応の充実や、在留カードによる本人確認手続きの明確化を求めると共に、銀行口座開設におけるマネロン・テロ資金供与対策に留意するよう要請。

■ パンフレットの作成・配布

外国人材の受入れ関係者（企業等）向けパンフレットや、外国人向けパンフレット（14か国語）を作成し、銀行口座や海外送金利用時の留意点を明記。

■ 周知活動の実施

外国人の方の口座開設等の金融サービスの利便性向上が一層図られるよう、**金融機関や外国人材受入れ企業等に対する周知活動を実施。**

各種パンフレット

長期在留予定の 外国人向け（14か国語※）



外国人材の 受入れ企業向け

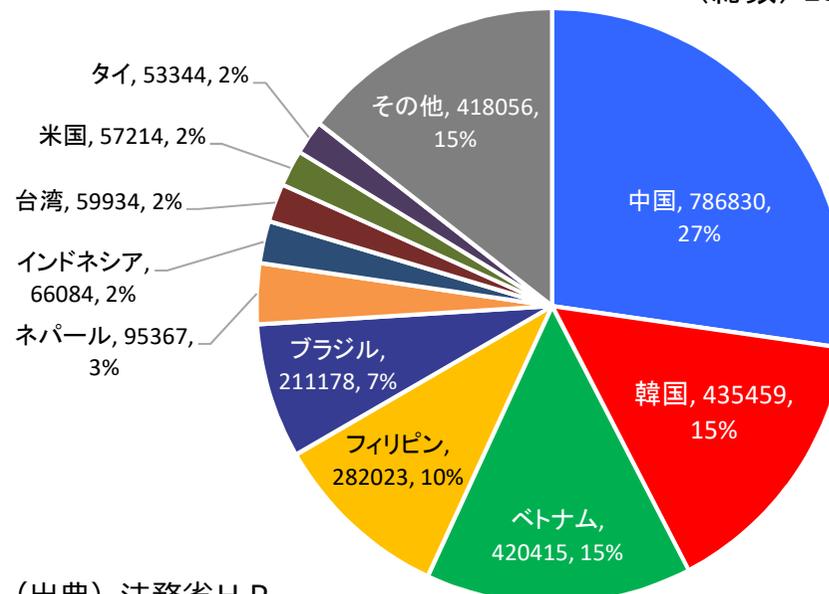


※14か国語の内訳は以下の通り。

- ・日本語(やさしい日本語を含む) ・英語 ・中国語 ・韓国語
- ・ポルトガル語 ・タイ語 ・フィリピン語 ・インドネシア語
- ・スペイン語 ・ネパール語 ・ミャンマー語 ・モンゴル語
- ・ベトナム語 ・クメール語(カンボジア語)

国籍・地域別 在留外国人数（令和2年6月末）

（総数）288万5,904人



（出典）法務省HP

3. 受入れ企業の皆様へのお願い

- 受入れ企業の皆様には、外国人の方の利便性向上に向けて、金融機関とも御協力いただき、以下の取組をお願いいたします（詳細は次頁以降）。

3-1. 口座開設時

- 円滑な口座開設のための支援
- 口座開設に必要なものの案内 等



3-2. 日常生活

- 給与口座の設定、公共料金の自動引落等の案内
- 母国への送金に係る金融サービスの案内
- 金融機関における各種手続き（住所変更等）の案内 等

3-3. 帰国時

- 口座解約の働きかけ 等



3-4. 犯罪防止

- 金融に関係する犯罪についての注意喚起

受入れ企業の皆様へのお願いの根拠(法律)

受入れ企業の皆様は、

特定技能1号の資格で受け入れた外国人の方(以下、「1号特定技能外国人」)のために、以下を実施することが求められています。

- ▶ **職業生活上、日常生活上又は社会生活上に係る支援計画**(以下、「1号特定技能外国人支援計画」)の作成
- ▶ **当該計画に基づく支援の実施**

(根拠条文：出入国管理及び難民認定法 第2条の5第6項及び第19条の22第1項)

なお、1号特定技能外国人支援計画には、

銀行等の口座開設に係る支援について記載しなければなりません。

(根拠条文：特定技能基準省令第3条第1項第1号ハ)

・いつ ・誰が ・どのように
支援するかを様式に記入するものです。

【根拠条文(抜粋)】

出入国管理及び難民認定法 第2条の5

6 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、法務省令で定めるところにより、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援(次項及び第4章第1節第2款において「1号特定技能外国人支援」という。)の実施に関する計画(第8項、第7条第1項第2号及び同項において「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成しなければならない。

第19条の22 特定技能所属機関は、適合1号特定技能外国人支援計画に基づき、1号特定技能外国人支援を行わなければならない。

特定技能基準省令

第3条 法第2条の5第6項の1号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容
- ハ 当該外国人が締結する賃貸借契約に基づく当該外国人の債務についての保証人となることその他の当該外国人のための適切な住居の確保に係る支援をすることのほか、銀行その他の金融機関における預金口座又は貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること。

3-1. 口座開設時(円滑な口座開設のための支援)

入国したばかりで日本に不慣れな外国人の方

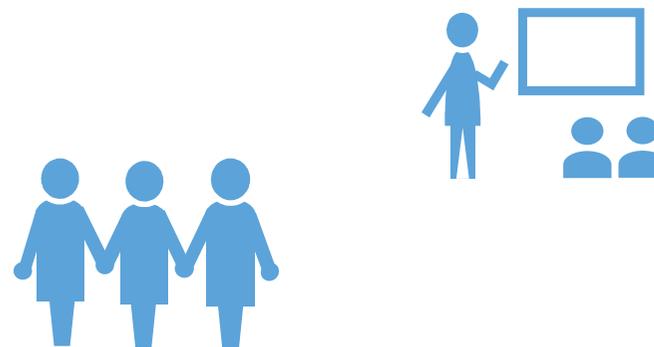


口座開設において、主に言語や口座開設上必要不可欠な手続きの複雑さが課題となっている場合があります。

したがって、受入れ企業の皆様におかれましては、外国人の方の置かれている状況に応じて

- 口座開設手続きへの同伴
- 口座開設手続きのサポート
- 金融機関との会話のサポート(通訳等)
- 勤務の証明 等

を行っていただきますようお願いいたします。



3-1. 口座開設時(金融機関の確認事項・口座開設に必要なもの)

- 金融機関は、自らが取り扱う商品・サービスが、マネロンやテロ資金供与に利用されないように、国際社会の要請や関係法令の趣旨に従う必要があります。
- その対応として、**口座開設時及び開設後も必要に応じて、以下のような事項を確認しています。**
(確認が取れない場合、口座が開設できなかったり、開設後の口座が使用できなくなることがありますので、**金融機関から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要があることを外国人の方にご説明ください。**)



金融機関が確認する事項の例(口座開設者が個人の場合)

- ▶ 氏名
- ▶ 住所
- ▶ 生年月日
- ▶ (日本国籍を持っていない場合のみ)在留資格・在留期間(満了日)
- ▶ 国籍
- ▶ 職業
- ▶ 取引目的
- ▶ 経済制裁対象国等との取引・資産の有無 等

したがって、金融機関での口座開設にあたっては、以下のものが必要になります。
予め準備するよう、外国人の方へお知らせください。

なお、必要となる証明書等は、金融機関によって異なる場合があります。

■ 本人確認書類

氏名、住所(日本の住所)、生年月日が記載された写真付きの本人確認書類が(場合によっては複数)必要となります。

(例) 在留カード※
パスポート

※在留資格・在留期間を確認する観点から、**在留カードの提示が必須**となっている金融機関もあります。



■ 印鑑・サイン

口座開設の申込書に押印いただく必要がある場合があります(サインによる代替が可能な金融機関もあります)。

印鑑を利用する場合、作成方法についてご説明ください。



■ 社員証等

社員証等の**勤務実態が確認できる書類**をお持ちください。

外国人の方が**上記書類を所持していない場合は、手続きの場に同伴し、勤務の証明をお願いします。**

(金融機関が、勤務先へ電話等により勤務実態の確認をする場合があります。)



3-2. 日常生活(給与口座、公共料金の自動引落等の設定、母国への送金)

■ 給与口座の設定

多くの受入れ企業

⇒ 給与支払いは口座振込

外国人の方の**利便性や給与支払いの透明性を確保**するため**速やかに口座振込の手続きを行ってください。**

■ 自動引落の案内

以下については、口座からの自動引落が便利であることを伝えてください。

- ✓ 電気、ガス、水道などの各種公共料金
- ✓ 電話、インターネットなどの通信料金

必要に応じて、書類記入やインターネット申込みなどの手続きのサポートを行っていただくようお願いします。

外国人の方に、**母国へ送金したい**といったニーズがある場合は、**銀行や資金移動業者による送金サービスについて、ご案内をお願いします。**

なお、送金の目的や原資などをお伺いし、**銀行や資金移動業者の判断で送金サービスの受付をお断りすることがあります。**

■ 銀行

ほとんどの国・地域へ送金可能



■ 資金移動業者※

一部の国・地域に送金可能

(海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。)

※ 資金移動業者とは

銀行等以外の者で、為替取引を業として営む者を指します。

資金移動業を営むには、「資金決済に関する法律」に基づき、**事前に金融庁の登録を受けなければなりません。**

登録を受けずに送金を行う業者は「違法」ですので、絶対に利用しないように伝えてください。

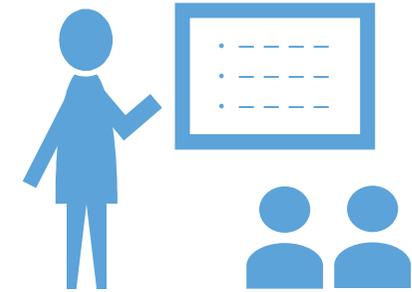
登録業者の一覧は金融庁のHPに掲載していますのでご確認ください。

金融庁HP(資金移動業者一覧) https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

令和3年6月までに改正法施行予定
(改正点: 高額送金を取扱可能な新しい類型(認可制)を創設 等)

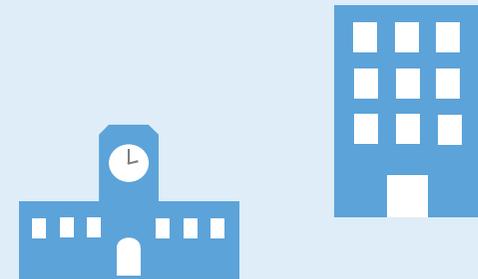
3-2. 日常生活(金融機関における住所変更等の手続き)

外国人の方が以下のようなケースに該当する場合は、**金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。**



また、外国人の方の置かれている状況に応じて、**受入れ企業の皆様におかれても、金融機関に御連絡いただく等の対応をお願いします。**

- **住所や在留資格、在留期間が変わったとき**
- **退職をしたとき**
- **通帳やキャッシュカードをなくしたとき**
- **外国人の方と連絡が取れなくなったとき 等**



3-3. 帰国時(口座解約等)

外国人の方が在留期間が終わるなどの理由で帰国することとなったとき

⇒ 犯罪行為であるとの認識が薄いまま、小遣い稼ぎ等を目的として口座を売却する事例が多発しています。

売却された口座は、振り込め詐欺等の犯罪収益の受渡しに使用されることがあります。そういった行為に関わると、**法令による処罰や、国外退去処分・入国禁止**となる場合があります。

したがって、外国人の方・受入れ企業の皆様におかれては、
以下に留意のうえ、御対応をお願いします。

<外国人の方>

帰国することとなったときは、

- 原則：金融機関の窓口に行き、**口座を解約**する必要があります。

例外的な事情（**再入国の予定があり、引き続き口座利用が見込まれる場合**など）がある場合は、**金融機関と相談**する必要があります。

<受入れ企業の皆様>

左記の場合、状況に応じて外国人の方に対し、

- **口座解約の働きかけ**（金融犯罪に係る注意喚起を含む）
- **金融機関と相談するよう助言**
- **金融機関への連絡、口座解約手続きへの同席**

などをお願いいたします。



3-4. 犯罪防止(金融に関係する犯罪についての注意喚起)

以下の行為は「**犯罪**」です。

受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう、注意喚起してください。



地下銀行・ヤミ金融

地下銀行：免許を持たずに銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと
ヤミ金融：登録を受けずに貸金業を行うこと



マネー・ローンダリング

マネー・ローンダリング：犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のこと



口座の売買・譲渡

口座を他人に使わせること（通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与することも含む）



偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

【注意】口座売買等に関する情報は、金融庁・財務局または警察までご連絡ください。

金融庁・財務局の職員や銀行員等がキャッシュカードのカード番号や暗証番号を聞くことは絶対にありません。
外国人の方が騙されないように注意喚起をお願いします。

■ 金融庁 (受付時間：平日 午前10時～午後5時)

金融サービス利用者相談室

0570-016811 (IP電話からは 03-5251-6811)

「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」はこちら
(金融庁HP) <https://www.fsa.go.jp/news/30/20190411/20190411.html>

■ 財務局 (受付時間：平日 午前9時～午後4時)

北海道財務局	011-709-2311
東北財務局	022-263-1111
関東財務局	048-600-1111
北陸財務局	076-292-7860
東海財務局	052-951-1772
近畿財務局	06-6949-6390
中国財務局	082-221-9221
四国財務局	087-811-7780
九州財務局	096-353-6351
福岡財務支局	092-411-7297
沖縄総合事務局	098-866-0031

【80社 2021年1月31日現在】

トラベックスジャパン株式会社	株式会社N&P JAPAN	JALペイメント・ポート株式会社
株式会社ウニードス	メトロミットランスジャパン株式会社	ホワイトカード株式会社
ジャパンマネーエクスプレス株式会社	Credorax Japan株式会社	株式会社エムティーアイ
トランスリミットランス株式会社	LINE Pay株式会社	株式会社キュリカ
SBIレミット株式会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	楽天Edy株式会社
Queen Bee Capital株式会社	株式会社海外送金ドットコム	PayPay株式会社
Speed Money Transfer Japan株式会社	ウエスタンユニオンジャパン株式会社	アギナルド・ジャパン株式会社
株式会社NTTドコモ	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社	ASIA PAY株式会社
株式会社クレディセゾン	BDOLレミットジャパン株式会社	ウェルスナビ株式会社
NTTスマートトレード株式会社	GMOイブシロン株式会社	株式会社SBI証券
ブラステル株式会社	株式会社デジタルフレット	NIUM Japan株式会社
SBペイメントサービス株式会社	ペイオニア・ジャパン株式会社	株式会社イー・エイ・ジャパン
株式会社シー・スクエア	WorldRemit Ltd.	株式会社OTEL INTERNATIONAL
株式会社I-REMIT JAPAN	FSR Holdings株式会社	株式会社アンナフィユ
日本ゲームカード株式会社	ワールドファミリー株式会社	株式会社JPY
株式会社Y&W	松井証券株式会社	Kipp Financial Technologies株式会社
株式会社マネーパートナーズ	株式会社pring	Mビリング株式会社
株式会社デジタル	株式会社アジアネット	株式会社FinShot
株式会社ジャパンレミットファイナンス	auペイメント株式会社	SGC設立準備株式会社
CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社	株式会社C&B	株式会社Kyash
PayPal Pte. Ltd.	Solomon Capital Japan株式会社	ビットキャッシュ株式会社
ウェルネット株式会社	株式会社KABAYAN INTERNATIONAL	株式会社スマートバンク
株式会社ヒューマントラスト	株式会社メルペイ	株式会社セブン・グローバルレミット
株式会社フォレックスジャパン	株式会社セブン・ペイメントサービス	株式会社電算システム
株式会社イーコンテクト	CURFEX JAPAN株式会社	株式会社ディコミュニケーションズ
Unimoni株式会社	REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社	株式会社アプラス
株式会社Cashwell Asset Management	株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE	

外国人の方の 預貯金口座・送金利用について

外国人材の受入れに関わる皆様に
知っていただきたい事項のご案内

目次

入国後に預貯金口座の利用を開始するとき	P.2
日本で生活するために金融サービスを利用するとき	P.3
帰国するとき	P.4
金融に係る犯罪についての注意喚起	P.5

このパンフレットは、外国人材の受入れに関わる機関(受入れ企業、就学先、登録支援機関、外国人技能実習機構・監理団体など)の皆様、外国人の方の金融サービス利用に関して知っておいていただきたいことについて解説しています。

日本では、以下の金融機関が預貯金口座を提供しています。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫
- ・ 信用組合
- ・ JAバンク
- ・ JFマリンバンク
- ・ 労働金庫

海外送金については、上記の金融機関のほか、金融庁の登録を受けた資金移動業者も取り扱っています。

入国後に預貯金口座の利用を開始するとき

円滑な預貯金口座開設のための支援をお願いします。

入国したばかりで日本に不慣れな外国人の方にとっては、預貯金口座の開設が、言語や口座開設上必要不可欠な手続きの複雑さなどが障害となって、難しいことが考えられます。

外国人材の受入れに関わる皆様においては、外国人の方の置かれている状況に応じて、

- ✓ 預貯金口座開設手続きへの同伴
- ✓ 預貯金口座開設手続きのサポート
- ✓ 金融機関との会話のサポート(通訳等)
- ✓ 勤務・就学の証明

などを行っていただきますようお願いします。

金融機関での預貯金口座の開設にあたっては、例えば以下のような書類等が必要になりますので、外国人の方にご説明をお願いします。

口座開設時に必要な書類等の例(金融機関によって異なる場合があります。)

✓ 本人確認書類

在留カード、パスポート等の**氏名・現住所・生年月日を確認できる書類**をご提示ください。
なお、在留資格・在留期間を確認する観点から、在留カードの提示が必須となっている金融機関もあります。

✓ 印鑑

印鑑の作成方法についてもご説明ください。なお、サインによる代替が可能な金融機関もあります。

✓ 社員証や学生証

無い場合は、受入れに関わる皆様が、金融機関での手続きに同伴してください。

金融機関は、国際社会の要請等を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されないよう、関係法令の趣旨に従う必要があります。

その対応として、**預貯金口座開設時、及び口座開設後も必要に応じて、顧客の情報(住所や氏名、在留資格・在留期間、勤務実態等)を確認**しています。

なお、確認が取れない場合、預貯金口座が開設できなかつたり、開設後の預貯金口座が使用できなくなったりすることがありますので、**金融機関から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要がある**ことを外国人の方にご説明ください。

金融庁からは、金融機関に対して、外国人の方が円滑に預貯金口座を開設できるよう要請しております。外国人材の受入れに関わる皆様におかれては、上記の事項についてご理解とご協力をいただいたうえで、お困りの点があればお気軽に金融機関にご相談ください。

日本で生活するために金融サービスを利用するとき

給与振込口座を設定してください。

給与の支払いにあたっては、支払いの確実性や適正性の観点から、預貯金口座振込が望ましいとされているため、受入れ企業の皆様におかれては、預貯金口座振込の手続きを行っていただくようお願いします。

なお、特定技能1号の資格で受入れた外国人の方に対しては、法令により、給与の支払いを預貯金口座振込の方法で行うことが求められております。預貯金口座振込以外の支払い方法を行った場合には、事後に出入国在留管理庁長官に対して、その支払いの事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることが求められます。

公共料金等の自動引落設定のサポートをお願いします。

以下のようなものに関する支払いについては、預貯金口座からの自動引落が便利であることを伝えてください。

- ✓ 電気、ガス、水道などの各種公共料金
- ✓ 電話、インターネットなどの通信料金

また、受入れに関わる皆様には、必要に応じて書類記入やインターネット申込みなどの手続きのサポートを行っていただくようお願いします。

母国へ送金するときは、 銀行や資金移動業者の送金サービスが利用できます。

外国人の方に、母国へ送金したいといったニーズがある場合は、銀行や資金移動業者(※)による送金サービスについて、ご案内をお願いします。なお、送金の目的や原資などをお伺いし、銀行や資金移動業者の判断で送金サービスの受付をお断りすることがあります。

銀行 → ほとんどの国・地域へ送金可能
資金移動業者 → 一部の国・地域に送金可能

※ 資金移動業者とは

- 銀行等以外の者で、為替取引を業として営む者を指します。
- 資金移動業を営むには、「資金決済に関する法律」に基づき、事前に金融庁の登録を受けなければなりません。
- 登録を受けずに送金を行う業者は「違法」ですので、絶対に利用しないように伝えてください。
また、違法業者についての情報は、金融庁・財務局又は警察までご連絡ください。
- 海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。
- 登録業者の一覧は、本パンフレットの6頁または金融庁HPをご参照ください。

金融庁HP 資金移動業者一覧 https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

令和3年6月までに改正法施行予定
(改正点:高額送金を取扱可能な
新しい類型(認可制)を創設等)

住所や在留資格・在留期間が変わったときなどは 金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。

外国人の方が、以下のようなケースに該当する場合は、金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。また、受入れに関わる皆様におかれても、外国人の方の置かれている状況に応じて、金融機関にご連絡いただく等の対応をお願いします。

- ✓ 住所や在留資格、在留期間が変わったとき
- ✓ 退職・退学をしたとき
- ✓ 通帳やキャッシュカードをなくしたとき
- ✓ 外国人の方と連絡が取れなくなったとき 等

帰国するとき

帰国することとなり、預貯金口座を利用しなくなるときは、 預貯金口座の解約を促してください。

帰国する外国人の方が、犯罪行為であるとの認識が薄いまま、小遣い稼ぎ等を目的とし、**預貯金口座(預金通帳・キャッシュカード等)を売却する事例が多発しています。**

売却された預貯金口座は、振り込め詐欺等の犯罪収益の受渡しに使用されることがあります。**そういった行為に関わると、法令による処罰や、国外退去処分、入国禁止となる場合があります。**

そのため、外国人の方が、在留期間が終わるなどの理由により**帰国することとなった場合は**、金融機関の窓口に行き、**預貯金口座を解約する必要があります**(再入国するなどの予定があり、引き続き預貯金口座を利用することが見込まれる場合は、金融機関に相談する必要があります)。

受入れに関わる皆様におかれては、外国人の方の置かれている状況に応じて、以下の対応をお願いします。

- ✓ 口座解約の働きかけ(金融犯罪に係る注意喚起を含む)
- ✓ 金融機関と相談するよう助言
- ✓ 金融機関への連絡
- ✓ 口座解約手続きへの同席 等

以下の行為は「犯罪」です。

受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう、注意喚起してください。



地下銀行やヤミ金融

●地下銀行

免許を持たずに銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと

●ヤミ金融

登録を受けずに貸金業を行うこと



マネー・ローンダリングへの関与

●マネー・ローンダリング

犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のこと



預貯金口座の売買・譲渡

預貯金口座を他人に使わせること

(預金通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与することも含む)



偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

【注意】

- 預貯金口座の売買などに関する情報は金融庁・財務局または警察までご連絡ください。
- 金融庁や財務局の職員、銀行員などがキャッシュカードのカード番号や暗証番号を聞くことは絶対にありません。外国人の方が騙されないように注意喚起をお願いします。

資金移動業者一覧 (80社、2021年1月31日現在)

最新の情報は、金融庁HPをご覧ください。

金融庁HP 資金移動業者一覧

https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

※銀行等の金融機関や資金移動業者が行う送金サービス以外は「違法」ですので、外国人が利用することのないよう注意喚起をお願いします。

(海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。)

トラベレックスジャパン株式会社	株式会社N&P JAPAN	JALペイメント・ポート株式会社
株式会社ウニードス	メトロレミッタンスジャパン株式会社	ホワイトカード株式会社
ジャパンマネーエクスプレス株式会社	Credorax Japan株式会社	株式会社エムティーアイ
トランスリミッタンス株式会社	LINE Pay株式会社	株式会社キュリカ
SBIレミット株式会社	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	楽天Edy株式会社
Queen Bee Capital株式会社	株式会社海外送金ドットコム	PayPay株式会社
Speed Money Transfer Japan株式会社	ウエスタンユニオンジャパン株式会社	アギナルド・ジャパン株式会社
株式会社NTTドコモ	トランスファーワイズ・ジャパン株式会社	ASIA PAY株式会社
株式会社クレディセゾン	BDOレミットジャパン株式会社	ウェルナビ株式会社
NTTスマートトレード株式会社	GMOイブシロン株式会社	株式会社SBI証券
プラステル株式会社	株式会社デジタルフレット	NIUM Japan株式会社
SBペイメントサービス株式会社	ペイオニア・ジャパン株式会社	株式会社イエーヘイ・ジャパン
株式会社シースケア	WorldRemit Ltd.	株式会社OTEL INTERNATIONAL
株式会社I-REMIT JAPAN	FSR Holdings株式会社	株式会社アンナフィユ
日本ゲームカード株式会社	ワールドファミリー株式会社	株式会社JPY
株式会社Y&W	松井証券株式会社	Kipp Financial Technologies株式会社
株式会社マネーパートナーズ	株式会社pring	Mビルディング株式会社
株式会社デジタル	株式会社アジアネット	株式会社FinShot
株式会社ジャパンレミットファイナンス	auペイメント株式会社	SGC設立準備株式会社
CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社	株式会社C&B	株式会社Kyash
PayPal Pte. Ltd.	Solomon Capital Japan株式会社	ビットキャッシュ株式会社
ウェルネット株式会社	株式会社KABAYAN INTERNATIONAL	株式会社スマートバンク
株式会社ヒューマントラスト	株式会社メルペイ	株式会社セブン・グローバルレミット
株式会社フォレックスジャパン	株式会社セブン・ペイメントサービス	株式会社電算システム
株式会社イーコンテクト	CURFEX JAPAN株式会社	株式会社ディコミュニケーションズ
Unimoni株式会社	REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社	株式会社アプラス
株式会社Cashwell Asset Management	株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE	

金融庁・財務局の窓口

金融庁

金融庁の相談窓口 (電話受付時間:平日 午前10時～午後5時)

金融サービス利用者相談室 0570-016811
(IP 電話からは 03-5251-6811)

英語ワンストップ窓口 mail:equestion@fsa.go.jp

「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」はこちら
(金融庁HP) <https://www.fsa.go.jp/news/30/20190411/20190411.html>

財務局

各財務局・財務事務所(電話受付時間:平日 午前9時～午後4時)

北海道財務局
(011-709-2311)

函館財務事務所(0138-47-8445)
釧路財務事務所(0154-32-0701)
小樽出張所(0134-23-4103)

旭川財務事務所(0166-31-4151)
帯広財務事務所(0155-25-6381)
北見出張所(0157-24-4167)

東北財務局
(022-263-1111)

青森財務事務所(017-722-1461)
秋田財務事務所(018-862-4191)
福島財務事務所(024-535-0301)

盛岡財務事務所(019-625-3351)
山形財務事務所(023-641-5177)

関東財務局
(048-600-1111)

水戸財務事務所(029-221-3188)
前橋財務事務所(027-221-4491)
東京財務事務所(03-5842-7011)
新潟財務事務所(025-281-7501)
長野財務事務所(026-234-5123)

宇都宮財務事務所(028-633-6221)
千葉財務事務所(043-251-7211)
横浜財務事務所(045-681-0931)
甲府財務事務所(055-253-2261)

北陸財務局
(076-292-7860)

富山財務事務所(076-432-5521)

福井財務事務所(0776-25-8230)

東海財務局
(052-951-1772)

岐阜財務事務所(058-247-4111)
津財務事務所(059-225-7221)

静岡財務事務所(054-251-4321)

近畿財務局
(06-6949-6390)

大津財務事務所(077-522-3765)
神戸財務事務所(078-391-6941)
和歌山財務事務所(073-422-6141)

京都財務事務所(075-752-1417)
奈良財務事務所(0742-27-3161)

中国財務局
(082-221-9221)

鳥取財務事務所(0857-26-2295)
岡山財務事務所(086-223-1131)

松江財務事務所(0852-21-5231)
山口財務事務所(083-922-2190)

四国財務局
(087-811-7780)

徳島財務事務所(088-622-5181)
高知財務事務所(088-822-9177)

松山財務事務所(089-941-7185)

九州財務局
(096-353-6351)

大分財務事務所(097-532-7107)
鹿児島財務事務所(099-226-6155)

宮崎財務事務所(0985-22-7101)

福岡財務支局
(092-411-7297)

佐賀財務事務所(0952-32-7161)

長崎財務事務所(095-827-7095)

沖縄総合事務局
(098-866-0031)



BANK

日本で

くらすための

銀行口座や送金の

つかい方



口座を作ります

口座は銀行など以下の金融機関でつくることができます。

銀行

信用金庫

信用組合

J Aバンク

J F マリンバンク

労働金庫

口座をつくる時、例えば以下のものがが必要です。

(必要なものは、金融機関によって違う場合があります)



在留カード
パスポート



はんこ

(サインでOKのときもあります)



社員証 や 学生証

(ないときは会社や学校の人と一緒に銀行に行きましょう)

金融機関は、自らが取り扱う商品・サービスが、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されないよう、国際社会の呼びかけや法律の趣旨に従う必要があります。その対応として、口座をつくる時、また口座をつくった後も必要に応じて、顧客の情報(住所や氏名、在留期間/資格、勤務実態等)を確認しています。確認がとれないと、口座をつくれなかったり、使えなくなることがあります。



以下のときは、口座をつくったところに連絡してください。

- ✓ 住所や在留期限/資格が変わったとき
- ✓ 通帳やキャッシュカードをなくしたとき
- ✓ 仕事や学校をやめたとき
- ✓ 国に帰るとき(口座を解約してください。)

違法です。

口座を他人にあげます

国に帰ったあと、あなたの口座を使いたいんですが...

¥

海外へお金を送ります

ほとんどの国・地域の
銀行に送金できます

海外送金



資金移動業者

資金移動業者
各国・地域のお店

銀行などの口座から送ります。

資金移動業者から送ります。

**違法な銀行をつかわないでください。
多くの銀行は大きな建物で営業して
います。**

**以下にない資金移動業者は違法です。
金融庁ウェブサイトでも確認できます。**

https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

資金移動業者一覧（80社、2021年1月31日現在）

海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。

トラベックスジャパン株式会社
株式会社ウニードス
ジャパンマネーエクスプレス株式会社
トランスリミックス株式会社
SBIレミット株式会社
Queen Bee Capital株式会社
Speed Money Transfer Japan株式会社
株式会社NTTDコム
株式会社クレディセゾン
NTTスマートトレード株式会社
プラステル株式会社
SBペイメントサービス株式会社
株式会社シースクエア
株式会社I-REMIT JAPAN
日本ゲームカード株式会社
株式会社Y&W
株式会社マネーパートナーズ
株式会社デジタル
株式会社ジャパンレミットファイナンス
CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社
PayPal Pte. Ltd.
ウェルネット株式会社
株式会社ヒューマントラスト
株式会社フォレックスジャパン
株式会社イーコンテキスト
Unimoni株式会社
株式会社Cashwell Asset Management

株式会社N&P JAPAN
メトロレミックスジャパン株式会社
Credorax Japan株式会社
LINE Pay株式会社
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
株式会社海外送金ドットコム
ウエスタンユニオンジャパン株式会社
トランスファーワイズ・ジャパン株式会社
BDレミットジャパン株式会社
GMOイブシロン株式会社
株式会社デジタルワレット
ペイオニア・ジャパン株式会社
WorldRemit Ltd.
FSR Holdings株式会社
ワールドファミリー株式会社
松井証券株式会社
株式会社pring
株式会社アジアンネット
auペイメント株式会社
株式会社C&B
Solomon Capital Japan株式会社
株式会社KABAYAN INTERNATIONAL
株式会社メルベイ
株式会社セブン・ペイメントサービス
CURFEX JAPAN株式会社
REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社
株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE

JALペイメント・ポート株式会社
ホワイトカード株式会社
株式会社エムティーアイ
株式会社キュリカ
楽天Edy株式会社
PayPay株式会社
アギナルド・ジャパン株式会社
ASIA PAY株式会社
ウェルスナビ株式会社
株式会社SBI証券
NIUM Japan株式会社
株式会社イーヘイ・ジャパン
株式会社OTEL INTERNATIONAL
株式会社アンナフィユ
株式会社JPY
Kipp Financial Technologies株式会社
Mビリング株式会社
株式会社FinShot
SGC設立準備株式会社
株式会社Kyash
ビットキャッシュ株式会社
株式会社スマートバンク
株式会社セブン・グローバルレミット
株式会社電算システム
株式会社ディコミュニケーションズ
株式会社アプラス



マネー・ローンダリング

(犯罪に関係するお金を持っている人を
わからなくすること)は**違法**です！



ちょっと、このお金をあなたの口座
から送金してほしいんです。
1万円あげますから。



口座の利用や海外送金などで困ったことがあれば、会社や学校の人に相談してください。



違法な業者かどうか判断できない場合はその業者はつかわないで、会社や学校の人に相談してください。



口座を他人にあげるなど、違法なことをすると、日本で在留できなくなったり、日本に来れなくなったりすることがあります。

(2021年3月改訂)

金融庁の連絡先

(電話受付時間：平日 10:00AM~5:00PM)



金融サービス利用者相談室

0570-016811

(IP 電話からは 03-5251-6811)

英語ワンストップ窓口

equestion@fsa.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策①（外国人への支援）

参考資料 1

【生活維持に係る支援】

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

【更新】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援。児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に対し、1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円を支給（基本給付）。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した世帯に対し、追加で5万円を支給（追加給付）。
- 対象者：【児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）】
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付（追加給付）】
 上記①、②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者（中長期在留者等の外国人を含む。）
 ※さらに、上記①～③に該当し、基本給付の支給を受けた者は基本給付の再支給を実施している。
 （※令和2年12月11日時点で基本給付の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。）

高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

個人向け緊急小口資金等の特例貸付

- 【緊急小口資金】
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
- 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）
- 【総合支援資金】
- 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）
- 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業者主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

生活保護

- 現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施
- 対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

【事業継続に係る支援】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

国税・地方税徴収の猶予制度

【更新】

- 1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）
 延滞税が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）。
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【就労に係る支援】

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
- 休業前賃金の80%（月額上限33万円、休業実績に応じて支給）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に仕事ができなかった日について、1日当たり4,100円（定額）支給（※令和2年4月1日以降の日については7,500円（定額）支給）
- 対象：次の①又は②の子供の世話を行うことが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子供
 - ②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

雇用保険の求職者給付

- 失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- 対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等

【在留関係諸申請に係る取扱い】

在留資格認定証明書の有効期間等の延長

【在留資格認定証明書の有効期間の延長】 【更新】

- 在留資格認定証明書の有効期間について、以下のとおり取り扱う（令和3年1月21日変更）
 - ・作成日が2019年10月1日から12月31日まで → 2021年4月30日まで
 - ・作成日が2020年1月1日から2021年1月30日まで → 2021年7月31日まで
 - ・作成日が2021年1月31日以降 → 作成日から「6か月間」有効
- 【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】
- 入国制限措置が解除された後、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

帰国困難者等への対応

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

【雇用維持・事業継続に係る支援】

雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は15,000円、助成率は中小企業最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

- 小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、支払った賃金額の10/10を助成
 - ※助成金の日額上限は8,330円（令和2年4月1日以降に取得した休暇は日額上限を15,000円に引上げ）
- 対象：次の①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
 - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子供
 - ②新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休むことが適当と認められる子供

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成
 - 労働者1人当たり

取得した休暇日数が合計5日以上10日未満	20万円
取得した休暇日数が合計10日以上	35万円

 - ※1中小企業事業主当たり5人まで支給
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主
 - ※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要
 - ※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、5日以上取得させた事業主に対して助成
- 対象：事業主（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に、有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、社内に周知し、当該休暇を5日以上取得させた場合）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

持続化給付金

- 売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給（法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

家賃支援給付金

- 令和2年5月～12月において、いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少又は連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少している事業者に対し、事業継続を支えやすいため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金を支給（法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給）
- 対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）に該当する事業者

【資金繰りに係る支援】

中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローンを通じて危機対応業務等を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

実質無利子・無担保融資

【政府系金融機関等による実質無利子・無担保融資】 【更新】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上高が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【民間金融機関による実質無利子・無担保・保証料減免融資】 【更新】

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等のうち、都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した事業者に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を実施。融資額6,000万円を上限に、保証料を全期間1/2又はゼロ、金利を当初3年間ゼロとする。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

資本性資金供給

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【税制措置、支払猶予等】

国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度 【更新】

- 1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）。
- 延滞税（金）が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税、厚生年金保険料等については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）。
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税、納付することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定 【更新】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方などについて、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能
- 対象者：次の①～③のいずれかに該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）
 - ①令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
 - （※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
 - ②令和2年8月から令和3年3月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例
 - （※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年8月から令和3年3月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
 - ③令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例
 - （※次の全てに該当する方が対象）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
 - ・令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
 - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者へ要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

令和3年2月2日現在

新しいコロナウイルスの病気の影響で仕事や生活の状況が変わってしまい、困っている人を助ける仕組みを紹介します。

[生活を助ける]

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

[新しくなりました]

- 収入が少ないひとり親<=離婚などが理由で、1人で18歳までの子どもを育てている人>を助けます。
- もらうことができる人と、もらうことができるお金：
 - (1) 次の3つのうち、1つでも当てはまる人がお金をもらうことができます。
 - ① 2020年6月分の児童扶養手当<=離婚などが理由で、1人で18歳までの子どもを育てている人や、障害があつて20歳になっていない子どもを育てている人がもらうことができるお金>をもらっている人
 - ② 年金をもらっていることなどのために、児童扶養手当をもらっていない人
 - ③ 新しいコロナウイルスの病気の影響で、児童扶養手当をもらっている人と同じくらいの収入になった人
 もらうことができるお金は、次のとおりです。
 - ・ 18歳までの子どもが1人いる人は、10万円
 - ・ 18歳までの子どもが2人以上いる人は、10万円に、2人目から1人あたり6万円を足したお金
 ※上を書いてあるお金は再支給分を足したものです。
 - (2) 上を書いてある①か②に当てはまる人で、新しいコロナウイルスの病気の影響でとても収入が少なくなったことを役所に伝えた人は、(1)でもらうことができるお金の5万円を足したお金をもらうことができます。

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-400-903

(午前9時から午後6時まで(土曜日、日曜日、祝日は電話できません。))

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html

高等教育修学支援

- 学校に払うお金（授業料など）に困った学生を助けます。授業料が安く
なったり、奨学金をもらったり、借りたりすることができます。
 - もらったり、借りたりすることができる人：
学校に払うお金に困っている人で、
 - ・在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者
の配偶者等」の人
 - ・「定住者」の人でずっと日本に住みたいと思っている人
- ※これ以外の在留資格の留学生には、奨学金制度を通じて生活を助ける仕組
みがあります。
- 申し込み方：奨学金相談センターや学校に相談してください。

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で生活の状況が変わって収入が
少なくなった人は、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料を払う
ことを遅くしたり、払うお金を安くできる場合があります。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf#page=13>

国民年金保険料

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で生活の状況が変わってしまって、
収入が少なくなった人は、国民年金保険料を払わなくていいです。
- 申し込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html

電気・ガス・電話・水道料金, NHK受信料

- 国は、電気・ガス・電話・水道の会社やNHK（テレビ局）にお金をもらうのを待つなどして、困っている人を助けるようにお願いしています。
- 申し込み方：お金を払っている会社に相談してください。

電気・ガス（資源エネルギー庁ホームページ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

電話（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/ict.html#telephone

水道（出入国在留管理庁ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001320132.pdf>

NHK受信料（NHKホームページ）

【日本語】 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

【英語】 <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/multilingual/english/index.html>

個人向け緊急小口資金等

【緊急小口資金】

- 生活費＜＝生活するためのお金＞がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくの間、少しお金を貸します。

- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で仕事が休みになり、収入が少なくなった世帯＜＝同じ家で生活のためのお金を一緒に使っている家族＞。

※ 新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。

- 借りることができるお金は、
 - ・ 子どもの学校などが休みになった人、個人事業主＜＝個人で仕事をしている人＞等は、20万円まで、
 - ・ その他の人は、10万円までです。

※利子は0（ゼロ）です。保証人＜＝あなたがお金を返すことができないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。

- 2年以内に返してください（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）。

※お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」＜＝収入が少なく住民税が0（ゼロ）になる世帯＞の人は、お金を返さなくてもいいです。

- 申し込み方：申込みは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会からできます。
※郵便で申し込むこともできます。

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

【日本語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

【英語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/en/index.html>

【総合支援資金】

- 生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりした世帯。

※新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。

- 借りることができるお金は、
 - ・ 2人以上の世帯は、月20万円まで、
 - ・ 1人の世帯は、月15万円まで

です。

※利子は0（ゼロ）です。保証人＜＝あなたがお金を返すことができないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。

- 借りることができる期間は、原則＜＝特別なことがない場合＞3か月まで

です。

- 10年以内に返してください（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです。）。

※お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」<=収入が少なく住民税が0（ゼロ）になる世帯>の人は、お金を返さなくてもいいです。

※はじめに「緊急小口資金」を借りたあと、まだ収入が減ったままのとき、さらに「総合支援資金」を借りることができます。

- 申し込み方：申し込みは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会からできます。

※郵便で申し込むこともできます。

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-46-1999（毎日午前9時から午後9時まで）

（厚生労働省ホームページ）

【日本語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

【英語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/en/index.html>

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で困っている人は、しばらくの間、家賃をもらうことができます。
- もらうことができる人：
 - ・2年以内に、仕事をやめて、収入が減った人。
 - ・仕事をやめて、収入が減った人と同じ様子の人。
- もらうことができるお金は、
（東京都特別区の人とき）
1人の世帯：53,700円、2人の世帯：64,000円、3人の世帯：69,800円
です。
- もらうことができる期間は、3か月間です。
※仕事を探すことをまじめにしている人は、さらに3か月長くすることができます（9か月まで長くすることができます。）。
- 申し込み方：住んでいる市町村の自立相談支援機関に相談してください。

コールセンター：0120-23-5572（毎日午前9時から午後9時まで）

厚生労働省ホームページ

【日本語】<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

【英語】<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/en/index.html>

公営住宅等の入居者等への対応

【公営住宅】

- 国は、公営住宅を貸している町に
 - ・ 公営住宅の家賃が払えなくなって困っている人に対して、家賃の支払いを遅くしたり、家賃を安くしたりすること
 - ・ 新しく公営住宅を借りたい人が、簡単に公営住宅を借りることができるようにすることなどをお願いしています。
- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

【UR賃貸住宅】

- 家賃が払えずに困っている人を助ける仕組みを教えてください。また、家賃を払う回数を多くして少しずつ払う仕組み（分割支払い）を使うことなどを相談することができます。
- 問い合わせ先：詳しいことは、住んでいる町のUR都市機構のお店（住まいセンターなど）に相談してください。

（UR都市機構ホームページ）

<https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/2020corona.html>

生活保護

- 最低レベルの生活を保障することと自分で生活ができるように助ける制度です。今の収入に応じて、生活するお金や、上限はありますが、家を借りるためのお金などをもらうことができます。

- 生活保護を受けることができる在留資格：
永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者、
難民認定された人など
- 生活保護を受けることができる人：
すぐ使うことができる資産がないか、仕事ができないなど、生活するお金が
足りない人。
- 生活保護を受けているあいだ、ケースワーカーが1年に数回、あなたの家に行きます。ケースワーカーの話を聞いてください。
- 申し込み方：住んでいる街の福祉事務所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuho/index.html

[会社を助ける]

持続化給付金 (ビジネスを続けるためのお金)

- 1年前の同じ月と比べて、稼ぐお金が50%以上減った小さな会社は、ビジネスを続けることができるように、お金をもらうことができます。
- もらうことができる人：小さな会社・・・多くて200万円
1人でビジネスしている人・・・多くて100万円

コールセンター：0120-279-292 (午前8時30分から午後7時まで (土曜日、
祝日は電話できません。日曜日は電話できます。))

(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

家賃支援給付金

- 2020年5月から12月までの間に、次のうち1つでも当てはまる小さな会社や1人でビジネスしている人は、ビジネスを続けることができるように、建物や土地を借りるためのお金の一部をもらうことができます。
 - ・ 1年前の同じ月と比べて、稼いだお金が50%以上減った小さな会社や1人

でビジネスしている人

・連続する3か月で、稼いだお金が去年の同じ頃※と比べて30%以上減った

小さな会社や1人でビジネスしている人

※例えば、2020年5月から7月を、2019年5月から7月と比べる。

○ もらうことができる人：小さい会社・・・多くて600万円

1人でビジネスしている人・・・多くて300万円

コールセンター：0120-653-930

(午前8時30分から午後7時まで(土曜日、祝日は電話できません。日曜日は電話できます。))

(経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

国税・地方税

[新しくなりました]

○ 仕事で稼ぐお金が少なくなってしまうときなどは、払う税金を1年間待ちます。

○ すぐに払わなくてもいい人は、次の3つすべてに当てはまる人です(申し込みが必要です。)

・すぐに税金を払いたいが、払ってしまうと仕事や生活を続けることが難しい

・他に税金を滞納していない

・支払い期限から6か月以内(国税の場合)に申し込むこと(※地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。)

○ 問い合わせ先

・国の税金は、国税局猶予相談センターや住んでいる税務署の窓口へ

・都道府県の税金は、住んでいる都道府県の窓口へ

・市町村の税金は、住んでいる市町村の窓口へ

国税(国税庁ホームページ)

【日本語】https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【英語】 https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm

ちほうぜい そうむしやう
地方税（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

かいしゃ はたら ひと たす [会社や働く人を助ける]

こようちょうせいじよせいきん 雇用調整助成金

- しごと やす かいしゃ はたら ひと はら かね いちぶ くに か
仕事を休みにしたとき、会社が働いている人に払うお金の一部を、国が代
わりに払っています。
- くに はら かね きんがく ふ かいしゃ しごと やす はたら
国が払うお金の金額を増やします。会社が仕事を休みにしたとき、働いて
いる人に払うお金を、1日で1人あたり15,000円まで国が払います。小さい
かいしゃ はたら ひと ぼあい はたら ひと しはら かね
会社が働く人をやめさせていない場合は、働いている人に支払ったお金は
くに ぜんぶはら
国が全部払います。
- かいしゃ こようほけん はい ひと やす
アルバイトなど、会社の雇用保険に入っていない人を休みなどにしたとき
も払います。
- もらうことができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で、仕事が減
った会社
- と あ さき とどうふけんろうどうきよく
問い合わせ先：都道府県労働局またはハローワークへ

コールセンター：0120-60-3999

（毎日午前9時から午後9時まで）

こうせいろうどうしやう
（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

しんがた かんせんしやうたいおうきゆうぎやうし えんきん 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- もらうことができる人：次のどちらにも当てはまる人です。
 - ・ あたら かいしゃ
新しいコロナウイルスの病気の影響で、会社
に言われて仕事が休みになった小さな会社で
はたら ひと
働いている人
 - ・ しごと やす あいだ かいしゃ かね
仕事が休みの間に、会社からお金をもらうこと
ができなかった人
- もらうことができるお金：仕事が休みになる前にもらっていたお金の80%

※1か月で多くて33万円です。

どれくらいの間休みだったかで、もらうことができる金額が変わります。

※雇用保険<=会社をやめたあと仕事が見つからない人や、育児休業、介護休業をしている人を助ける制度>に入っていない人ももらうことができます。

コールセンター：0120-221-276

(月曜日から金曜日まで：午前8時30分から午後8時まで)

(土曜日、日曜日、祝日：午前8時30分から午後5時15分まで)

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、小学校などが休みになり、1人でビジネスをしている人が、仕事ができなくなったときにもらうお金です。
- もらうことができる人：次の①か②の子どもの世話をする保護者<=お父さんやお母さんなど、子どもの世話をしている人>
 - ① 新しいコロナウイルスの病気の影響で、通っている小学校などが休みになった子ども
 - ② 新しいコロナウイルスの病気になって、小学校などを休む子ども
- もらうことができるお金：仕事をするのができなかった日について、1日に7,500円(2020年4月1日より前の日については、4,100円)

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-60-3999(毎日午前9時から午後9時まで)

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

雇用保険の求職者給付

- 仕事がなくなった人の生活、新しい仕事ができるようになることを助ける制度です。
- もらうことができる人：雇用保険に入っている人で、お金をもらうことができるときの決まりに当てはまる人。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html

技能実習生などが、今の会社で仕事ができなくなったとき

- 在留資格を働くことができる別の資格（「特定活動（就労可）」）と変えて、別の会社で働けるようにします。
- あなたが仕事を探していることを、仕事を紹介する人に教えて、仕事を探してもらいます。
- 働くことができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で実習ができなくなった技能実習生や、技能実習が終わった後も、自分の国に帰ることが難しい今まで技能実習生だった人など

出入国在留管理庁ホームページ

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

[入管の特別なルール]

日本に来るとき [新しくなりました]

- ① 2019年10月1日から2019年12月31日に作られた在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）は、2021年4月30日まで使うことができます。
- ② 2020年1月1日から2021年1月30日に作られた在留資格認定証明書

(Certificate of Eligibility) は、2021年7月31日まで使うことができます。

- ③ 2021年1月31日より後に作られた在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) は、在留資格認定証明書 (Certificate of Eligibility) が作られた日から6か月間、使うことができます。

(出入国在留管理庁ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005026.pdf>

再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応

- 次のことが全部当てはまる人は、日本に入ってはいけないうまくありません。また日本に入るときに「永住者」の在留資格をもらうことができます。
- ・再入国許可<=外国人が日本を出たとき、今の在留カードを使って日本に戻ってきてもいいと入管が決めること>をもらって日本を出た人
 - ・新しいコロナウイルスの病気の影響で、日本に戻らないといけないうまくありません、日本に帰ってくることはできないうまくありません
 - ・在留資格が「永住者」の人

(出入国在留管理庁ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005855.pdf>

自分の国に帰ることが難しいとき

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、自分の国に帰ることが難しい人などは、そのまま日本にいたり、仕事を続けることができるようにしたりしています。
- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、国に帰ることができず、日本で生活するお金がなくて困っている人は、アルバイトができるようにします。

(出入国在留管理庁ホームページ)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>

出入国在留管理庁からのお知らせ
Notification from Immigration Services Agency

はいしん
メール配信サービス 
をはじめました！



にほん せいかつ がいこくじん みなさま
日本で生活する外国人の皆様へ、

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう
出入国在留管理庁から

やく た じょうほう とど
お役に立つ情報をメールでお届けします！



-  **Eメールアドレス**があればどなたでも登録できます。
-  配信される情報は自分で選べます。
-  最新情報やイベントのお知らせ etc をお届けします。

▼詳しくはこちら▼

案内ページ：<http://www.moj.go.jp/isa/about/pr/mail-service.html>

登録フォーム：



日本語

やさしい日本語

英語

ほか じょうほう とど
＼その他, Twitter・Facebookでも情報をお届けしています！／



入管 メルマガ



We have started 
Email Distribution Service !!



We will send useful information
by e-mail to foreign residents in Japan
from the Immigration Services Agency !



👍 **Anyone** with **an email address** can register.

👍 You can choose the information to be delivered by yourself

👍 New information and Notices of event and so on will be delivered.

▼Please check below for details▼

Information Page: <http://www.moj.go.jp/isa/about/pr/mail-service.html>

Registration Page:



Japanese



Plain Japanese



English

\\We are delivering information on Twitter and Facebook!\\



入管 メルマガ



特定技能総合支援サイト「業種別紹介動画」について

特定技能総合支援サイトに「制度を説明する動画」及び「特定技能で働ける14分野を紹介する動画」が公開され、航空分野に関する動画についても掲載されています。外国人に向けた分かりやすい内容になっていますので、今後、新たに特定技能外国人を受け入れる場合の概要説明等にご活用ください。

制度を説明する動画

特定技能制度に関する制度、働ける分野や会社からの支援など制度全般の紹介動画です。以下 URL よりご確認ください。

<https://www.ssw.go.jp/jp/>



* 出典：特定技能総合支援サイトホームページ (<https://www.ssw.go.jp/jp/>)

特定技能で働ける14分野を紹介する動画

航空分野など各分野の特徴を説明した紹介動画です。以下 URL よりご確認ください。

<https://www.ssw.go.jp/jp/about/video/>



* 出典：特定技能総合支援サイトホームページ 動画で制度照会 (<https://www.ssw.go.jp/jp/about/video/>)